

## 社会福祉法人愛心福祉会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人愛心福祉会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

(施行期日)

この規程は平成29年4月1日から施行する。